

保証基本契約書

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下「丁」という。）は、申込があり別途株式会社イントラスト（以下「丙」という。）が承認した施設（以下個別に又は総称して「甲」という。）を代理して、丙との間で、丙が甲に対し修学資金保証をするため次のとおり保証基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約の締結後に、丁に対して保証契約締結のための代理権を授与した甲との関係において、丁が当該甲の代理として本契約を締結したものとみなす。

（保証）

第1条 丙は甲に対し、修学資金保証をする。

2 前項の修学資金保証とは各都道府県の社会福祉協議会（以下「戊」という。）が定めた、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対して修学資金等を貸し付ける事業に関する規則（名称のいかんを問わず、以下「貸付事業規則」という。）に基づき修学資金の貸付けを受けた者（以下個別に又は総称して「乙」という。）が戊に対して負う貸金返還債務につき、甲が乙からの委託を受けて連帯保証したことにより乙に対して取得することのある求償権を、丙が乙と連帯して保証することを意味するものとする。

（対価の支払い）

第2条 甲は、前条に定める修学資金保証の対価として、丙に対し、別紙1に定めるとおり保証料を支払う。

（個別保証契約）

第3条 修学資金保証に関する、個別の乙に係わる保証契約（以下「個別保証契約」という。）は、丙が予め定めた書式の「介護福祉士修学資金保証制度 申込書」（以下「申込書」という。）により甲から保証の申込みのあった乙について、丙が保証することを承認する旨を甲に通知し、かつ乙戊間の修学資金の貸付けに係る契約及び甲戊間の保証契約が成立したときに、甲丙間で効力が生じるものとする。

2 個別保証契約の内容は、別紙2「保証約款」に定めるとおりとする。

（再委託）

第4条 丙は、甲の同意を要することなく、第1条に基づく修学資金保証業務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

（契約期間）

第5条 本契約は、最初の個別保証契約が成立した日に効力を生じ、有効に存続する個別保証契約が一つも存在しなくなったときに終了する。

（解除）

第6条 甲又は丙が次の各号の一つにでも該当する場合には、相手方当事者は、何らの催告を要することなく、書面をもって通知することにより、本契約及びその時点で存続している個別保証契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

(1) 本契約又は個別保証契約の一つにでも違反した場合

(2) 支払停止又は支払不能に陥った場合

(3) 自ら振り出し、又は裏書きした手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合

(4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合

(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立て

- を受け、若しくはなした場合、又は特定調停の申立てをなした場合
- (6) 解散、事業の全部又は重要な部分の譲渡の決議をした場合
 - (7) 事業を廃止した場合
 - (8) 監督官庁より事業停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (9) 株主又は評議員の構成、役員の変動等により法人の実質的支配関係が変化し従前の法人との同一性が失われた場合
 - (10) その他前各号に準じる事由が生じ、信用状態が悪化したと相手方当事者が認めた場合
- 2 前項の場合において、甲又は丙が損害を受けたときは、相手方当事者はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第7条 甲及び丙は、相手方当事者による本契約又は個別保証契約の違反により損害を受けたときは、相手方当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(遅延損害金)

第8条 第6条第2項、前条及び第10条第4項に基づく損害賠償請求権に対しては、当該損害額に対し、当該損害賠償が請求できることとなった日から支払済みまで、年14.6パーセント（年365日の日割計算とする。）の遅延損害金を付する。

(秘密保持)

第9条 甲及び丙は、本契約期間中及び本契約終了後5年間は、本契約及び個別保証契約に関して開示された相手方当事者の情報について秘密を保持し、相手方当事者の事前の書面による承諾なく第三者にこれらを開示しないものとする。ただし、開示された情報が次の各号の一に該当する場合を除く。

- (1) 公知又は本契約に定める守秘義務に違反することなく公知となった情報
- (2) 情報受領時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から守秘義務を負うことなく取得した情報
- (4) 法令、規則、政府、裁判所その他公的機関からの開示請求、開示命令を受けた情報
- (5) 第4条に基づき、修学資金保証の全部又は一部を第三者にさせるため、丙が当該第三者に開示することが必要な情報（ただし、当該第三者以外に開示してはならないものとする。）

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び丙は、相手方当事者に対し、本契約期間中の何時においても、以下の各事項が真実であることを表明し、保証する。

- (1) 自己、自己の特別利害関係者（役員（役員持株会を含む。）、その配偶者及び二親等内の血族（以下、包括的に「役員等」という。）、役員等により総株主又は総評議員の議決権の過半数が所有されている法人並びに関係会社及びその役員をいう。以下同じ。）、及び取引先等が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと
- (2) 反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
- (3) 自己、自己の特別利害関係者、及び取引先等が、資金提供その他の行為を行うことを通じて、反社会的勢力の維持又は運営に協力又は関与していないこと
- (4) 自己、自己の特別利害関係者、及び取引先等が、反社会的勢力と交流をもっていないこと

2 甲及び丙は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に反するおそれがあることを

知ったときは、直ちに、書面をもってその内容を相手方当事者に通知しなければならない。

- 3 第6条に定める場合のほか、甲及び丙は、相手方当事者が第1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあると認めるときは、何らの催告を要することなく、書面をもって通知することにより、本契約及びその時点で存続している個別保証契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。ただし、相手方当事者が客観的かつ合理的な根拠をもって、第1項各号の表明及び保証に違反していないことを証明したときはこの限りでない。
- 4 前項の場合において、解除の通知を受けた当事者は、相手方当事者が受けた損害を賠償しなければならない。
- 5 第3項に従い甲又は丙が本契約及び個別保証契約の全部又は一部を解除したことにより相手方当事者が損害等を受けた場合であっても、解除した当事者は、相手方当事者に対し、何らの損害賠償等をする義務を負わない。
- 6 第3項に従い丙が本契約及び個別保証契約の全部又は一部を解除した場合、丙は、既に支払いを受けた保証料を甲に返還する義務を負わない。

(代理権)

第11条 丁は、丙に対し、甲のために適法かつ有効に本契約を締結し、履行するための代理権を授与されていることを保証する。

- 2 丁は、甲が本契約及び個別保証契約の定めを遵守するよう周知するものとする。
- 3 甲丙間における修学資金保証及び個別保証契約に関して、丁は何ら権利義務を負わず、紛争・トラブル等が生じた場合には、丙の責任と費用において解決に努めるものとする。

(譲渡禁止)

第12条 甲及び丙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約若しくは個別保証契約上の地位、又は本契約若しくは個別保証契約から生じる権利義務を第三者に譲渡、担保設定その他の処分をしてはならない。

(協議事項)

第13条 本契約（別紙を含む。以下本条において同じ。）に記載のない事項、及び本契約の条項の解釈に疑義を生じた事項については、都度、甲及び丙が誠実に協議する。

(管轄裁判所)

第14条 本契約及び個別保証契約における一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、丙丁両者記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

丙：東京都千代田区麹町1-4
株式会社イントラスト
代表取締役 桑 原 豊

丁：東京都文京区本郷3-3-10
公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会
会長 澤田 豊

別紙 1

本契約第 2 条の保証料は以下の通りとする。

(保証料及び支払方法)

- 第 1 条 甲は、本契約第 2 条に従い、個別保証契約ごとに、修学資金保証に係る保証料として、金 18 万 9 0 0 0 円（非課税）を丙に支払うものとする。
- 2 前項の保証料は、個別保証契約が成立した日の属する年から 7 年間の分割払いとし、甲は、次の各号に定める期日までに金 2 万 7 0 0 0 円を別途丙の定める銀行口座に振り込んで支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。
- (1) 個別保証契約成立時：甲が、丙から請求書を受領した日が属する月の翌月末日まで
- (2) 個別保証契約が成立した日の属する年の翌年以降：毎年 4 月末日まで
- 3 貸付事業規則（貸付事業規則に基づいて締結された乙戊間の貸付契約を含む。以下同じ。）に基づき、戊の乙に対する修学資金の貸付けが休止された場合であっても、甲は、前項に定める保証料の支払義務を免れないものとする。
- 4 甲が第 2 項の分割保証料の支払を怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、甲は丙に対して、第 1 項の金 18 万 9 0 0 0 円から既払保証料を控除した残金を直ちに支払わなければならない。
- 5 乙が貸付事業規則に定める貸付金の返還対象事由に該当し、戊が乙に対し返還請求をしたときは、甲は、第 2 項の定めにかかわらず、第 1 項の金 18 万 9 0 0 0 円から既払保証料を控除した残金を直ちに丙に支払わなければならない。この場合において、丙は、甲に対して履行すべき保証債務があるときは、当該保証債務の履行に当たり、保証料のうち未払の金額を控除することができる。

別紙 2

保証約款

(目的)

第 1 条 本保証約款は、本契約第 3 条第 1 項に定める個別保証契約の内容を定めることを目的とする。

(保証の範囲)

第 2 条 丙は甲に対し、戊と甲との間の連帯保証契約（以下「原保証契約」という。）に基づき、貸付事業規則及び貸付事業規則に定める介護福祉士修学資金貸付事業に関して乙戊間で締結された貸付契約（以下「貸付契約」という。）に基づいて乙が負う貸付金返還債務（以下「貸付金返還債務」という。）に対応して甲が乙に対して取得する求償権につき、乙と連帯して保証する。

2 前項に基づいて丙が保証する金額は、金170万円を上限とする。

3 丙は、次の各号に掲げる債務に対応する求償権については、特に本契約又は本保証約款に付随して特約等の定めがない限り、甲に対して保証する責を負わない。

(1) 乙が貸付事業規則又は貸付契約に基づき生活費加算（乙の生活費の全部又は一部に充てる資金にかかる貸付金をいい、名称のいかんを問わない。）を受けた場合における、生活費加算額の返還債務

(2) 貸付金返還債務の履行遅滞により生じた延滞利子その他の損害賠償債務

(保証債務の履行)

第 3 条 丙は、前条第 1 項に定める債務に対応して甲が乙に対して取得する事前求償権に対し、当該債務にかかる次条第 2 項に定める通知を受領した日が属する月の翌末日（当該日が銀行営業日でない場合は、その直前の銀行営業日）までに、前条第 2 項に定める上限の範囲内において保証債務を履行する。

(甲の義務)

第 4 条 乙に貸付金返還債務の履行を拒むことができる正当な事由がある場合において、甲が戊又は乙からかかる事由のあることの通知を受けたときは、甲は、戊又は乙からの通知の受領後直ちに、丙に対し、戊又は乙からの通知の内容を通知しなければならない。

2 甲は、乙に第 2 条第 1 項に定める債務の支払いの遅滞が生じ、甲が戊から保証債務の履行請求を受けた場合には、当該請求を受けた日から 10 日以内に、丙に対して書面をもってその旨を通知しなければならない。

3 前二項に定めるほか、甲は、丙の履行すべき保証債務が拡大することを防止するため、丙の請求に従って合理的な協力を行わなければならない。

4 丙が乙に対して求償権を行使する場合において、丙の請求があるときは、甲は丙に対し、必要な協力をしなければならない。

(免責条項)

第 5 条 次の各号のいずれかの事由がある場合には、丙は下記の範囲で保証債務履行の責を負わない。

(1) 甲が本契約に従って保証料を支払わないとき。この場合、丙は、支払われなかった保証料の分割金の弁済期が属する年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）及びそれ以降の年度に弁済期が到来する貸付金返還債務（貸付金返還債務が分割して弁済されるときは、分割された各部分をいう。）に対応する求償権に係る保証債務全部について、履行の責を負わない。

- (2) 貸付事業規則、貸付契約、原保証契約又は乙と甲との間の保証委託契約（以下「原保証委託契約」という。）が、あらかじめ丙が承認した内容と異なる内容であるとき。この場合、丙は個別保証契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。
 - (3) 甲の乙に対する求償権が法的に有効に発生しないとき。この場合、丙は当該求償権に対する保証債務について履行の責を負わない。
 - (4) 甲が丙に対する前条第1項の通知を怠ったとき。この場合、乙は甲が戊又は乙からの通知を受領した日の翌日以降に弁済期の到来する乙の債務に対応する求償権に係る保証債務について履行の責を負わない。
 - (5) 甲が丙に対する前条第2項の通知を怠ったとき（同項に定める期限内に通知をしなかった場合を含む。）。この場合、丙は当該通知を怠った債務に対応する求償権に係る保証債務について履行の責を負わない。
 - (6) 甲が丙の請求にもかかわらず、前条第4項の協力を行わなかったとき。この場合、丙はかかる協力が行われなかったことにより拡大した保証債務全部について、履行の責を負わない。
 - (7) 個別保証契約の締結に際し、乙又は甲が丙に対して、保証の可否の判断に影響を与えうる事実について虚偽の説明をし、又は係る事実を説明しなかったとき。この場合、丙は個別保証契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。ただし、上記虚偽説明等につき甲の故意及び過失がない場合はこの限りでない。
 - (8) 原保証契約に基づき、甲が保証債務の履行を免責されているとき。この場合、丙は、甲が免責されている保証債務に対応する求償権に係る保証債務全部について、履行の責を負わない。
 - (9) 乙が2027年4月1日以降に介護福祉士養成施設（貸付事業規則に定めるものをいう。）を卒業した場合において、卒業後貸付事業規則又は貸付契約に定める期間内に介護福祉士の登録を行わなかったとき。この場合、丙は個別保証契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。
 - (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）に基づいて、社会的又は経済的混乱（法律若しくは政令により日本国内に居住する日本国民の全部又は一部に対して支払猶予が発令された状態又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。）が生じたとき。この場合、丙は個別保証契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。
 - (11) 地震、噴火、津波、洪水、高潮又は台風に基づいて、社会的又は経済的混乱が生じたとき。この場合、丙は個別保証契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。
 - (12) 核燃料物質（使用済燃料を含む。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事由に基づいて、社会的又は経済的混乱が生じたとき。この場合、丙は個別保証契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。
 - (13) 感染症のまん延等に基づいて、社会的又は経済的混乱が生じたとき。この場合、丙は個別保証契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。
- 2 保証債務の履行後に、丙が前項の各号のいずれかの事由があることを知ったときは、丙は甲に対し、保証債務の履行として甲に支払った金額のうち、前項の各号に基づき保証債務の履行の責を負わない金額の返還を請求することができる。

（保証期間の終了）

第6条 個別保証契約は、解除、解約又は期間満了その他理由のいかんを問わず、原保証契約が終了したときに終了する。

(個別保証契約の解除)

第7条 戊又は乙が、以下のいずれかに該当することが丙に判明したときは、丙は、甲に対して通知することにより、個別保証契約を直ちに解除することができる。

- (1) 戊又は乙自身、戊の評議員、特別利害関係者（保証契約第10条第1項に定義するものをいう。以下同じ。）、及び取引先等が反社会的勢力（保証契約第10条第1項に定義するものをいう。）であること
 - (2) 反社会的勢力が戊の経営に関与していること
 - (3) 戊又は乙自身、戊の評議員、特別利害関係者、及び取引先等が、資金提供その他の行為を行うことを通じて、反社会的勢力の維持又は運営に協力又は関与していること
 - (4) 戊又は乙自身、戊の評議員、特別利害関係者、及び取引先等が、反社会的勢力と交流をもっていること
- 2 甲は、戊又は乙が前項各号のいずれかに該当するおそれがあることを知ったときは、直ちに、その内容を丙に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づいて丙が個別保証契約を解除した場合、丙は、既に支払いを受けた保証料を甲に返還する義務を負わない。

(原契約の変更)

第8条 甲は、原保証契約、又は原保証委託契約を変更する場合には、丙の書面による承諾を取得するものとする。原保証契約又は原保証委託契約の変更は、上記の承諾がない限り丙に対して効力を生じず、甲の乙に対する求償権のうち、原保証契約又は原保証委託契約の変更により拡大された部分については、丙は保証債務の履行の責を負わないものとする。

- 2 甲は、貸付契約が変更されたことを知ったときは、丙に対し直ちに、貸付契約が変更された事実及び変更の内容を通知するものとする。貸付契約の変更（減額の変更をする場合を除く。）は、丙の書面による同意がない限り丙に対して効力を生じず、甲の乙に対する求償権のうち、貸付契約が変更されたことに起因して拡大された部分については、丙は保証債務の履行の責を負わないものとする。

(原保証契約及び原保証委託契約上の地位)

第9条 甲は、丙の請求があるときは、原保証契約若しくは原保証委託契約上の甲の地位を無償で丙に譲渡し、又は原保証契約若しくは原保証委託契約に基づき甲が有する権利又は権限の全部又は一部を、丙に無償で譲渡し、若しくは丙の指示に従って行使する。

(通知義務)

第10条 次の各号のいずれかの事由が発生したときは、甲は、当該事由の発生後直ちに、丙に対し、当該事由が発生した旨を通知しなければならない。ただし、甲が当該事由の発生を知り得なかった場合を除く。

- (1) 乙が、貸付事業規則又は貸付契約に基づき、貸付金返還債務について期限の利益を喪失したとき。
- (2) 戊が貸付金返還期限の延長その他貸付金返還について、乙との間で貸付事業規則の定めと異なる合意をするとき。
- (3) 個別保証契約の成立に際して甲が丙に対して提供した情報に変更が生じたとき。
- (4) 丙に対して第4条第2項に定める通知を行った後、当該通知に係る貸付金返還債務について乙その他の第三者から弁済を受けたとき。

(追加的措置)

第 11 条 甲は、本契約及び個別保証契約の目的を達するために丙が必要又は適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付する。